

小浜市 J R 西日本小浜線利用促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、J R 西日本小浜線（以下「小浜線」という）を利用することにより、小浜市の公共交通機関の促進および地域振興を図るため、小浜線を利用した団体に対して J R 西日本小浜線利用促進事業助成金（以下「助成金」という）を交付することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小浜市内に住所を有する者もしくは団体等
- (2) 小浜市内の事業所等に勤務している者および小浜市内の病院に通院している者のうち、前号に掲げる者以外の者。ただし、敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町、若狭町から同様の助成金を交付された者を除く。
- (3) 小浜市内の小学校および中学校に通学している者

(団体利用者への助成)

第3条 団体利用者への助成は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 小浜線を8名以上で利用し、普通団体として旅行を行うとき。
- (2) 小浜線を団体列車により8名以上で利用し、旅行を行うとき。
- (3) 小浜市内の小学校および中学校において、学校行事として小浜線を8名以上で利用した旅行を行うとき。

2 第1項各号の旅行を行うときの助成金額は、団体割引後の購入費の20パーセントとする。ただし、助成金額の上限は1人につき片道400円、往復800円とする。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という）は、団体利用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という）に、必要事項を記入のうえ、小浜市に提出しなければならない。

2 申請者は当該旅行を企画した代表者とする。

4 申請書の証明等は、J R 西日本小浜駅または J R 西日本東小浜駅のいずれかが行うものとする。

(申請書の提出期限)

第4条 申請書の提出期限は、J R 小浜線利用日の翌月10日までとする。

(交付時期)

第5条 小浜市は、申請者から第4条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、申請のあった月の翌月末日までに、申請者の指定する金融機関に口座振替により助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第6条 小浜市は、申請に虚偽の事実が判明したときは、当該申請を行った者に対して、助成金の交付を取り消し、既に交付した助成金の一部または全部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により助成金の交付を取り消された者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

この要綱は、平成17年6月23日から施行する。

この要綱は、平成18年3月3日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。